



～11月は児童虐待防止推進月間です～

令和4年度標語

「もしかして？」ためらわないで！ 189(いちはやく)

子ども虐待に関する通報・相談件数が増え続けています。その状況もさまざまです。特に幼い子どもは、自分から「助けて」とは言えません。親と子のSOSサインに気づいたら、相談・通報をお願いします。支援への道に繋がります。

「児童虐待かな？」と思った時の連絡先

もしもし

平日 8:30～17:15

子ども家庭支援センター(きこりん)

☎ 0428-85-2611

緊急時や休日・平日時間外

児童相談所全国共通虐待対応ダイヤル

☎ 189 (いちはやく) 無料

警視庁

☎ 110

青梅警察署

☎ 0428-22-0110

子ども家庭支援センターでは、子育てに関する悩みや心配ごとや18歳未満のお子さんに関する相談ができます。お子さん自身からのお話も聞きます。「安心して話せる場所」としてご活用ください。秘密は守られます。



相談員(3名)による相談(常時)

相談日・時間

平日 8:30～17:15

相談専用電話

☎ 0428-85-1788

相談専用アドレス

E-mail:kikorin@town.okutama.tokyo.jp



臨床心理士(2名)による「心理・発達相談」(予約制)

相談日

平日 第2水曜日と第4金曜日

相談時間

10:30～15:30





ヤングケアラーを ご存じですか？

「お手伝い」の域を超えた役割と責任を背負って日常的に家事や介護、家族の世話をしている子どももいます。

「ヤングケアラー」という言葉は、1990年代前半にイギリスで使われ始めた言葉です。日本では、一般社団法人日本ケアラー連盟が、次のように定義をしています。「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」。

令和2年に行われた実態調査では、中学2年生の17人に1人がヤングケアラーであることがわかりました。ケアにかかる時間は平日平均4時間、なかには7時間以上と回答した子どもも1割程います。家族のケアをすることは、生活スキルが身に付く、他者への配慮・思いやりが育つなどプラス面もあります。反面、子どもの年齢や成熟度に比べて重い責任や役割を担うことで、教育の機会を逃がす、心身の健康を害すなど、その後の人生にマイナスの影響が生じる可能性も指摘されています。現在、世界各国でヤングケアラーについて正しく理解し、支援するための取り組みが行われています。

CHECK・ヤングケアラー



□ 病気や障害のある家族に代わり、家事をしている



□ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



□ 障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



□ 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



□ 日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳している



□ 病気や障害のある家族の身の回りの世話をしている



□ こころが不安定な家族のお話を聞いている



□ がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている



□ 家計のために働いて、病気や障害のある家族を助けている



□ 病気や障害のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：NHKニュース en Twitter

